

令和6年度 原水水質検査結果(No.1濾過機処理前)

採取場所（羽合浄水場）		No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前
採水日		4月16日	5月21日	6月11日	7月18日	8月21日	9月12日	10月24日	11月21日	12月4日	1月21日	2月19日	3月13日
前日天候		晴	晴	晴	晴	曇	曇	曇	晴	曇	曇	雪	晴
当日天候		晴	晴	晴	曇	曇	晴	曇	晴	雨	晴	雪	晴
気温		21	17	27	28	29	29	18	13	8	4	1	12
水温		17	17	18	18	18	18	17	17	16	16	16	17
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2 大腸菌	検出されないこと												
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブromokkろロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.07	0.04	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03	0.03 未満	0.05	0.04	0.06	0.06	0.05
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	1.20	0.60	0.56	0.55	0.56	0.60	0.53	0.48	0.45	0.66	0.51	0.48
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48 味	異常でないこと。												
49 臭気	異常でないこと。												
50 色度	5度以下であること。												
51 濁度	2度以下であること。												

令和6年度 浄水水質検査結果(No.1濾過機処理後)

採取場所（羽合浄水場）		No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後	No.1 濾過機後
採水日		4月16日	5月21日	6月11日	7月18日	8月21日	9月12日	10月24日	11月21日	12月4日	1月21日	2月19日	3月13日
水温		17	17	18	18	18	18	17	17	16	16	16	17
残留塩素		0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.50	0.50	0.50	0.40	0.50	0.40
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。											
2	大腸菌	検出されないこと											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。											
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。											
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											
34	鉄及びその化合物	0.03 未満	0.03 未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											
37	マンガン及びその化合物	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.006	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。											
48	味	異常でないこと。											
49	臭気	異常でないこと。											
50	色度	5度以下であること。											
51	濁度	2度以下であること。											

令和6年度 浄水水質検査結果(No.2濾過機処理後)

採取場所（羽合浄水場）		No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後
採取日		4月16日	5月21日	6月11日	7月18日	8月21日	9月12日	10月24日	11月21日	12月4日	1月21日	2月19日	3月13日
水温		17	17	18	18	18	18	17	17	16	17	16	17
残留塩素		0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.50	0.50	0.50	0.40	0.50	0.40
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2 大腸菌	検出されないこと												
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブromokklorometan	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 未満	0.03 未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005	0.006	0.005 未満	0.007 0.006
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48 味	異常でないこと。												
49 臭気	異常でないこと。												
50 色度	5度以下であること。												
51 濁度	2度以下であること。												

令和6年度 浄水水質検査結果(No.3濾過機処理後)

採取場所（羽合浄水場）		No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後
採取日		4月16日	5月21日	6月11日	7月18日	8月21日	9月12日	10月24日	11月21日	12月4日	1月21日	2月19日	3月13日
水温		17	17	18	18	18	18	17	17	16	16	16	17
残留塩素		0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.50	0.50	0.40	0.50	0.40
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。											
2	大腸菌	検出されないこと											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。											
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。											
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											
34	鉄及びその化合物	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											
37	マンガン及びその化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.006 未満	0.005 未満	0.006 未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。											
48	味	異常でないこと。											
49	臭気	異常でないこと。											
50	色度	5度以下であること。											
51	濁度	2度以下であること。											

令和6年度 浄水水質検査結果(はわい長瀬)

採取場所（はわい長瀬）			新川公園		新川公園		新川公園		新川公園		新川公園		新川公園		新川公園		新川公園											
採取日			4月16日		5月21日		6月11日		7月18日		8月21日		9月12日		10月24日		11月21日		12月4日		1月21日		2月19日		3月13日			
水温			17		20		26		28		31		31		20		14		12		6		6		10			
残留塩素			0.30		0.30		0.30		0.30		0.20		0.40		0.40		0.40		0.50		0.40		0.40		0.40			
検査項目		水質基準	検査結果																									
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。						0.0003	未満																			
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。						0.00005	未満																			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。						0.001	未満																			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。						0.001	未満																			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。						0.002																				
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。						0.002	未満																			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。						0.004	未満																			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		0.001	未満			0.001	未満				0.001	未満				0.001	未満				0.001	未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。						0.1																				
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。						0.1																				
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。						0.1	未満																			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。						0.0002	未満																			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。						0.005	未満																			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。						0.004	未満																			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。						0.002	未満																			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。						0.001	未満																			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。						0.001	未満																			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。						0.001	未満																			
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。		0.06	未満			0.13					0.06	未満				0.06	未満				0.06	未満				
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。		0.002	未満			0.002	未満				0.002	未満				0.002	未満				0.002	未満				
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。		0.006	未満			0.006	未満				0.006	未満				0.006	未満				0.006	未満				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		0.003	未満			0.003	未満				0.003	未満				0.003	未満				0.003	未満				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。		0.01	未満			0.01	未満				0.01	未満				0.01	未満				0.01	未満				
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。		0.001	未満			0.001	未満				0.001	未満				0.001	未満				0.001	未満				
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。		0.01	未満			0.01					0.01	未満				0.01	未満				0.01	未満				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		0.003	未満			0.003	未満				0.003	未満				0.003	未満				0.003	未満				
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。		0.003	未満			0.003	未満				0.003	未満				0.003	未満				0.003	未満				
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。		0.009	未満			0.009	未満				0.009	未満				0.009	未満				0.009	未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。		0.008	未満			0.008	未満				0.008	未満				0.008	未満				0.008	未満				
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。						0.1	未満																			
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。						0.02	未満																			
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。						0.03	未満																			
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。						0.1	未満																			
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。						46																				
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。						0.005	未満																			
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	20		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。						49																				
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。						190																				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。						0.02	未満																			
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。						0.000001	未満																			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。						0.000001	未満																			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。						0.005	未満																			
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。						0.0005	未満																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	0.4	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.4	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.7	7.7	7.7	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.7	7.7		
48	味	異常でないこと。	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でないこと。	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5度以下であること。	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満
51	濁度	2度以下であること。	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満

令和6年度 浄水水質検査結果(宇野)

採取場所（宇野）		中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場
採取日		4月16日	5月21日	6月11日	7月18日	8月21日	9月12日	10月24日	11月21日	12月4日	1月21日	2月19日	3月13日
水温		17	21	21	26	30	30	19	13	13	8	6	9
残留塩素		0.30	0.40	0.40	0.30	0.20	0.40	0.40	0.40	0.50	0.40	0.30	0.40
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。					0.0003 未満							
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。					0.00005 未満							
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。					0.001 未満							
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。					0.001 未満							
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。					0.002							
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。					0.002 未満							
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。					0.004 未満							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。					0.1							
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。					0.1							
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。					0.1 未満							
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。					0.0002 未満							
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。					0.005 未満							
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。					0.004 未満							
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。					0.002 未満							
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。					0.001 未満							
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。					0.001 未満							
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。					0.001 未満							
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。		0.06 未満			0.12			0.06 未満			0.06 未満	
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満	
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。		0.006 未満			0.006 未満			0.006 未満			0.006 未満	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。		0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満	
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。		0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。		0.009 未満			0.009 未満			0.009 未満			0.009 未満	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満	
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。					0.1 未満							
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。					0.02 未満							
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。					0.03 未満							
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。					0.1 未満							
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。					46							
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。					0.005 未満							
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	20
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。					49							
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。					190							
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。					0.02 未満							
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。					0.000001 未満							
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。					0.000001 未満							
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。					0.005 未満							
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。					0.0005 未満							
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	0.4	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.4	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.7	7.7	7.6	7.7	7.7
48 味	異常でないこと。	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49 臭気	異常でないこと。	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50 色度	5度以下であること。	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満

令和6年度 浄水水質検査結果(南谷)

採取場所（南谷）		ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場
採取日		4月16日	5月21日	6月11日	7月18日	8月21日	9月12日	10月24日	11月21日	12月4日	1月21日	2月19日	3月13日
水温		17	17	21	26	30	29	22	18	15	8	7	9
残留塩素		0.30	0.30	0.30	0.30	0.20	0.40	0.40	0.50	0.50	0.40	0.40	0.40
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。											
2	大腸菌	検出されないこと											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。											
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。											
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。											
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。											
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。											
48	味	異常でないこと。											
49	臭気	異常でないこと。											
50	色度	5度以下であること。											
51	濁度	2度以下であること。											

令和6年度 原水水質検査(全項目)結果表

採取場所(羽合浄水場)			第1	第2	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10
採取日			5月21日	5月21日		6月11日	4月16日		6月11日	4月16日	4月16日
前日天候			晴	晴		晴	晴		晴	晴	晴
当日天候			曇	曇		晴	晴		晴	晴	晴
気温			18	18		27	25		26	27	22
水温			17	17		18	18		18	17	17
	検査項目	参考:浄水水質基準(※原水においては基準なし)	検査結果								
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	5		0	0		0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陽性		陰性	陰性		陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0003 未満	0.0003 未満		0.0003 未満	0.0003 未満		0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.00005 未満	0.00005 未満		0.00005 未満	0.00005 未満		0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001	0.004		0.002	0.001 未満		0.002	0.003	0.001
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.5	0.2
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.08 未満	0.12		0.09	0.12		0.09	0.11	0.09
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0002 未満	0.0002 未満		0.0002 未満	0.0002 未満		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。									
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。									
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。									
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。									
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。									
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。									
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。									
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。									
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。									
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。									
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。									
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 未満	0.05		0.07	0.04		0.09	0.03 未満	0.03 未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	30	53		45	53		70	47	38
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	1.3	0.045		1.7	0.007		0.76	0.005 未満	0.008
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	17	20		19	16		18	19	18
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。	67	17		62	58		59	5.7	49
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	180	190		210	210		260	170	170
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.0005 未満	0.0005 未満		0.0005 未満	0.0005 未満		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下であること。	0.4	0.3 未満		0.4	0.4		0.4	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.2	7.7		7.4	7.4		7.4	7.6	7.4
49	色度	5度以下であること。	1 未満	1 未満		1 未満	1 未満		1	1 未満	1 未満
50	臭気	異常でないこと。	異常でない	異常でない		異常でない	異常でない		異常でない	異常でない	異常でない
51	濁度	2度以下であること。	0.5 未満	0.5 未満		0.5 未満	0.5 未満		0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	0	0		0	0		0	0	0

令和6年度 原水水質検査(毎月検査)結果表

[illegible]